

鳥取県告示第 240 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画地区計画 津ノ井北地区地区計画
鳥取都市計画道路 3・6・2号袋川通り左岸線
鳥取都市計画道路 3・6・3号袋川通り右岸線
鳥取都市計画緑地 2号袋川緑地

2 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220